

第1節 国庫補助事業の概要

1 負担金対象事業

1-1 小中学校校舎の新增築

1 趣旨

公立の小学校及び中学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費の一部を国が負担することにより、これらの学校の施設の整備を促進し、教育の円滑な実施を確保する。

2 負担率

原則（義務法）	主な負担率の特例
	離島，原子力，特別豪雪（分校のみ），筑波，奄美
1/2	5.5/10

3 資格面積の算定方法

ア 原則資格面積（義務法第5条）

$$\boxed{\text{学級数に応ずる必要面積}} - \boxed{\text{当該学校の保有面積}} = \boxed{\text{整備資格面積}}$$

学級数の算定日……新增築を行う年度の5月1日

① 事業効果等

教室不足がない場合は、整備資格面積があっても負担の対象にならない。

また、教室不足がある場合でも、教室不足の解消を伴わないもの（管理諸室のみの整備等）は負担の対象とならない。

ただし、直接的には教室不足の解消とならない場合でも、全体計画の中で、転用等により教室不足の解消を図るものであれば、負担の対象とすることができる。

なお、資格算定の学級数に見合う普通教室の確保が必要である（前向き整備、学級増特例についても同様）。

② 学級数が減少する場合の取扱い（平成5年1月22日付け5教施第11の1号）

事業が完了する年度の翌年度の学級数が事業実施年度の学級数と比べて減少し、かつ、再

※教室不足とは、①普通教室の数、②普通教室の総面積、③特別教室の数、④特別教室の総面積、⑤多目的教室の総面積、⑥多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達しない場合の状態（義務令第3条、運用細目第1-38）。

第1章 概要編

び事業実施年度の学級数に達しないことが明らかに見込まれる場合には、以下の場合を除き、事業完了予定年度の翌年度において見込まれる学級数に応ずる必要面積を基として資格算定を行ったものを負担の対象とする。

- a 事業実施年度内に当該施設を相当期間（おおむね1学期間以上）使用する場合
- b 積雪寒冷地域の屋内運動場の取扱いに該当する場合

イ 前向き資格面積（義務法第5条，義務令第5条）

- ① 集団住宅等の建築や学年進行により、新增築を行う年度の当該校の学級数が3年間に3学級以上増加することが見込まれる場合は、学級数の算定日を3年を限度に前に（新增築を行う年度の3年後の4月1日まで）進めることができる。
- ② 通学区の変更等による前向き整備は、分離新設の例により負担の対象とすることができる。これは、通学区が条例又はこれに基づく規則で定められている場合に限る。
ただし、これにより過大規模校（31学級以上）又は過小規模校（小学校5学級，中学校2学級以下）となる場合は、原則として負担の対象としない。
- ③ 学年進行以外の集団住宅による学級数の算定については、義務規則上の発生率（小学校0.45，中学校0.22）を用いることが原則だが、実際の整備において余裕教室を生じることがないように、近隣の入居状況や発生率等を勘案して学級数を算定したものについてのみ負担対象とする（義務規則第1条第2項）。

ウ 特例資格面積（義務法第8条，義務令第9条，運用細目第2-2-(1)-ア）

次に掲げるような特別な理由がある場合は、当該学校の必要面積の20%の範囲内において文部科学大臣が定める面積を必要面積に加えることができる。

- ① 保有面積のうち教室に使用する部分がきわめて少ないこと。
- ② 学級数が増加することが明らかなこと（3年間に、集団住宅の建築等の要因により2学級以内の増が見込まれる場合）。
- ③ 暖房施設（必要面積の2%を限度）又は空調施設（必要面積の4%を限度）を設けようとしていること。
- ④ 通級指導教室を設けようとしていること。
- ⑤ 特別支援学校において地域における特別支援教育の中核的な施設としての機能を設けようとしていること。
- ⑥ 「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」に認定され、当該事業の実施に必要となるスペースを設けようとしていること。
- ⑦ 保有面積に特別な施設（暖房施設，空調施設，井戸水くみ上げ用機械室等）が含まれていること。

第1節 負担金に係る手続

1 負担金事務の流れ

1 建築計画

文部科学省においては、国庫負担金に係る申請書の提出を受ける年度の前年度において、年3回程度、各地方公共団体における建築計画の状況把握を行っている。この建築計画を基礎として、国庫負担金の予算に係る概算要求等を行っているところであり、申請を予定している地方公共団体においては、申請内容を十分検討し必要な財源の見通しをもった上で、当該建築計画を立てることが重要である。

2 申請等の手続

ア 認定申請・認定

負担事業者（国庫負担金の交付を受けようとする都道府県又は市町村等）は、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」を文部科学大臣に提出（市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を經由して提出）し、これを文部科学大臣が認定する（義務令第2条）。

イ 認定を受けた事業の廃止又は変更

認定を受けた学校ごとの国庫負担事業を、交付申請書提出前に廃止するとき又は当該事業の工事も、単価又は構造を変更したことにより国庫負担金が減ずるときは、交付申請書の提出期日までに「国庫負担認定事業廃止又は変更報告書」を文部科学大臣に提出しなければならない。

ウ 交付申請・交付決定（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第5条、第6条、第7条及び第8条）

負担事業者は、認定を受けたものについて「国庫負担金交付申請書」を提出し、文部科学大臣は、この提出された交付申請書を審査して国庫負担事業の目的及び内容等が適正なものと認めるときは国庫負担金の交付決定を行う。

エ 国庫負担事業の実施（適正化法第12条）

負担事業者は、国庫負担事業の遂行の状況に関し、「状況報告書」を文部科学大臣（負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出しなければならない。^{*1}

オ 国庫負担事業の廃止及び内容変更^{*2}

① 事業廃止（適正化法第7条第1項第4号）

※1 「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告等について」（昭和53年7月17日付け文管助第212号）参照。

※2 「公立学校施設整備費国庫負担事業の廃止及び内容変更等の事務処理について」（平成18年10月10日付け18施助第7号 平成19年10月30日一部改正）参照。

負担事業者は、国庫負担事業を廃止しようとする場合には、「国庫負担事業廃止承認申請書」を文部科学大臣に提出しなければならない。

② 内容変更（適正化法第7条第1項第3号）

負担事業者が交付決定の内容等を変更しようとする場合の変更手続は、文部科学大臣の承認を受けなければならないものと、承認を要せずに変更しうるものがある。文部科学大臣の承認を要する事項を変更する場合、交付決定の内容の変更にあつては、「国庫負担金交付決定内容変更承認申請書」を提出し、工事の期間の延長又は危険建物の取り壊し期限等の変更にあつては、「国庫負担事業工期延長報告書」又は「危険建物取り壊し延期等承認申請書」を提出する。

カ 実績報告・額の確定

① 実績報告（適正化法第14条）

負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出することとなっている。^{※1}

② 額の確定（適正化法第15条）

額の確定とは、交付すべき国庫負担金の額を確認することをいい、これによって国庫負担金の精算ができることとなる。

この額の確定は、文部科学大臣（負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）が行う。

キ 国庫負担金の国庫支出方法

負担事業者が国庫負担金を受領するためには、当該国庫負担事業の進捗度合を勘案した各四半期の国庫負担金所要額を国の支出機関（都道府県の出納長）に請求しなければならない。

この請求の方法には、概算払いの手続と精算払いの手続とがある。^{※2}

ク 国庫負担金の繰越手続

毎会計年度の歳出予算の経費は、年度内支出を原則とし、翌年度に支出することはできない。

しかし、その性質上又は予算成立後の事由に基づいて年度内に支出を終わらない見込みがあるものについては、一定の条件のもとに、例外として、歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越しで使用することが認められている。学校建物建築事業は、その性質上当該年度内に工事を完成させることができない場合も生じるので、この国庫負担金については、あらかじめ国の予算が成立するときに繰越明許費に指定されている。

繰越しには、明許繰越し（財政法第14条の3及び第43条の3）及び事故繰越し（財政法第42条）がある。

※1 「公立学校施設整備費国庫負担事業の実績報告について」（平成23年11月14日付け23施助第31号）参照。

※2 「平成23年度公立文教施設整備費等に係る国庫補助金等の支出方法について」（平成23年6月16日付け23文科施第186号）及び「昭和52年度以降公立文教施設整備費等に係る国庫補助金等の支出方法の取扱いについて」（昭和53年2月24日付け53管助第1号）参照。

公立文教施設整備費に係る明許繰越しの手続に関する事務及び翌債に関する事務のうち、会計法第46条の3の規定に基づく文部科学大臣の承認申請等の事務については、各都道府県教育委員会教育長へ委任されている（昭和48年2月9日付け文会総第441号）。

ケ 財産処分（適正化法第22条）

国庫負担事業によって取得し、又は効用の増加した財産（重要でない設備を除く。）は、①国庫負担金の全部に相当する金額を国庫に納付した場合及び②文部科学大臣が定める期間を経過した場合のほか、文部科学大臣の承認を受けなければ国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないことになっている。

●負担金事務の流れ（略図）

